

# 軽自動車税の納期変更について

## 納期の変更について

令和8年度から、軽自動車税の納付期間を十分に確保するため、納期を変更します。変更内容は下記の通りです。

### 〈変更内容〉

	変更前 (令和7年度まで)	変更後 (令和8年度から)
納税通知書発布時期	4月中旬	5月上旬
納期	4月1日から4月30日	5月1日から5月31日
納期限※	4月30日	5月31日
減免申請期限	4月23日 (納期限の7日前)	5月25日 (納期限の7日前)

### (注意)

※ 納期限が土曜日、日曜日、祝日の場合は、その翌日以降最初の平日が納期限となります。

**令和8年度**は5月31日が日曜日なので、週明け月曜日の6月1日が納期限です。

なお、賦課期日（課税の基準日）に変更はありません。従来のとおり4月1日時点で登録のある軽自動車の納税義務者に対して軽自動車税が課税されます。

## 納期限変更理由

賦課期日時点での軽自動車の新規・廃車等の状況を確認できる期間を確保し、より適正な課税を行うとともに、納税通知書の到達から納期限までの期間を十分に確保することで納税者の利便性向上を図るため。

## 車検用納税証明書の有効期限

5月中に車検を受けるなどの理由で、現在お手持ちの令和7年度車検用納税証明書（有効期限 令和8年4月29日）では車検に支障をきたす恐れがある場合、過年度も含め完納されていることを前提に、**有効期限を令和8年5月31日まで延長した車検用納税証明書**を再発行いたします。お手数ですが、役場税務課の窓口で申請してください。

なお、三輪車及び四輪以上の軽自動車は、軽自動車税納付確認システム（軽 JNKS）を通じて納付情報が確認できることから、納税証明書の提示は原則不要です。

ただし、納付状況の反映に数週間程度の時間を要することから、納付直後に車検を受けたい場合は、納税証明書の発行を申請してください。

問い合わせ

田子町役場 税務課 TEL 0179-20-7112（直通）